

## 愛知県病院開設等許可事務取扱要領の一部改正について (医療法人を合併する際の審議のプロセス関係)

### 1 経緯

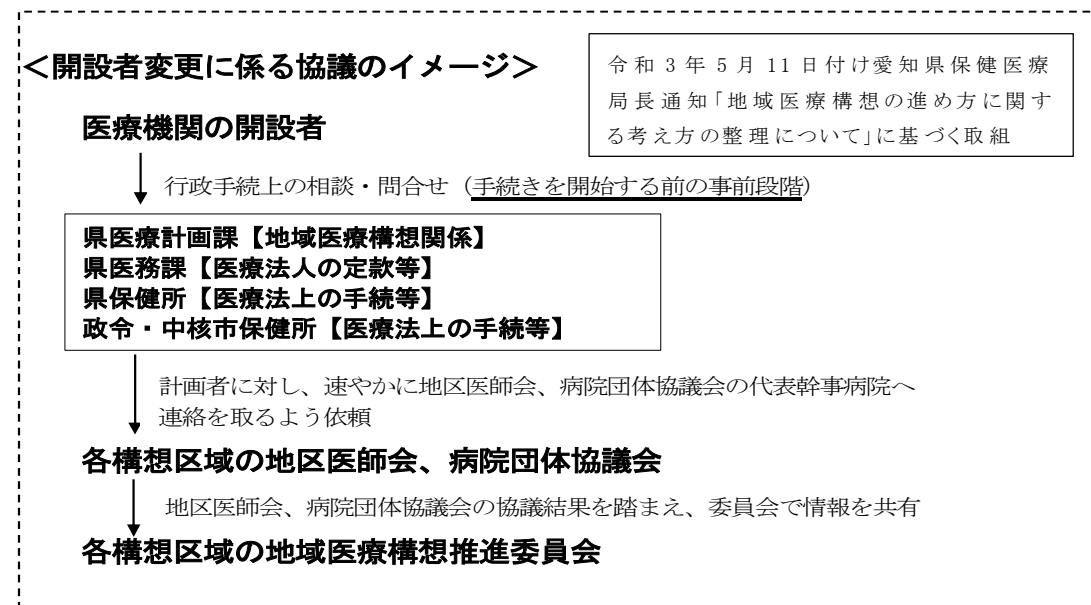
令和3年度第1回医療審議会(令和3年11月26日開催)において、病床を有する医療機関に関して、医療法人を合併する際の医療審議会での審議のプロセスについて、検討のうえ報告するよう求められたもの。

### 2 審議のプロセス

医療法人の合併により既存の病床を有する医療機関の開設者変更を伴う場合、審議のプロセスは以下のとおり。

#### (1) 地域医療構想推進委員会(各構想区域ごと)

令和3年度第2回医療審議会医療体制部会(令和4年2月15日開催)において報告した下記イメージのとおり。



#### (2) 医療審議会 医療体制部会

(1)の各構想区域の地域医療構想推進委員会において協議が整わなかった場合の医療審議会医療体制部会における審議等の流れは以下のとおり。

##### ア 医療機関の開設者変更のみの場合

必要に応じて医療審議会医療体制部会で審議等を行い、開設許可等に当たって不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を付与することができる。(従前どおりの取組)

#### イ 医療機関間の病床の移動や医療機関の合併を伴う場合

従前の取扱いでは、同一開設者間の病床移動(医療機関の合併を含む)は、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」の適用除外であり、地域医療構想推進委員会の協議結果を問わず、医療法上の手続き(開設許可又は一部変更許可)が可能であったが、同要領を以下のとおり一部改正し、地域医療構想推進委員会で承認されたもののみ認めることとする。

病床過剰地域の場合、原則認められないこととなり、計画の見直し・取り下げの指導にも関わらず病院開設等の許可申請がされた場合は、医療審議会医療体制部会で審議等を行い、医療法に基づく勧告等を行う。

#### <愛知県病院開設等許可事務取扱要領>

新	旧
<p>(適用除外) 第7次に掲げる場合は、原則としてこの要領の対象としないものとする。ただし、事前に医療計画課と協議すること。 (略) ② 病院又は診療所が移転する場合(開設者が同じである病院相互において病床が移動する場合を含むものとする。ただし、「<b>地域医療構想の進め方に関する考え方の整理について</b>」(令和3年5月11日付け3医計第131号愛知県保健医療局長通知)に基づき、<b>あらかじめ推進委員会で合意を得たものに限る。</b>)であっても、その前後で、その病院が存在する2次医療圏内の療養病床及び一般病床の総数並びに県内の精神病床、感染症病床及び結核病床の数が増加されないとき。 (略)</p>	<p>(適用除外) 第7次に掲げる場合は、原則としてこの要領の対象としないものとする。ただし、事前に医療計画課と協議すること。 (略) ② 病院又は診療所が移転する場合(開設者が同じである病院相互において病床が移動する場合を含むものとする。)であっても、その前後で、その病院が存在する2次医療圏内の療養病床及び一般病床の総数並びに県内の精神病床、感染症病床及び結核病床の数が増加されないとき。 (略)</p>

#### ※ 医療審議会 医療法人許認可部会について

上記の取組と並行して、医療法人の合併に係る認可の可否、継続審議の判断について、医療審議会医療法人許認可部会の意見を聴取する。なお、医療法人の合併に係る認可申請までに、地域における協議が完了していない場合には、事前に協議を行うよう計画者に指導を行う。

# 病床過剰地域における病院の開設等における審議のイメージ

医療機関の開設者

※行政手続き上の相談・問合せ

行政

- 県医療計画課 (地域医療構想関係)
- 県医務課 (医療法人の定款等)
- 県保健所 (医療法上の手続き等)
- 政令・中核市保健所 (医療法上の手続き等)

各構想区域の群市区医師会・病院団体協議会

※行政は、計画者へ速やかに地域の医療関係者へ連絡を取るよう依頼

各構想区域の地域医療構想推進委員会

【根拠：厚生労働省通知】

①-1

- 開設者変更
- 病院等の移転

①-2

- 病院等間の病床移動
- 病院等の合併、分割

【根拠：愛知県病院開設等許可事務取扱要領】

②

- 新規開設
- 増床

(病床過剰地域では原則認めない)

※特定病床等を除く

地域医療構想推進委員会での協議事項は必要に応じて医療体制部会へ報告

①-1 及び ①-2 において協議が整わない場合

取り下げの指導にも関わらず、開設許可申請等がされた場合

医療審議会 医療体制部会

①-1、①-2 【根拠：医療法第7条第5項関係】

不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を開設等許可に付与し、正当な理由がなく条件に従わない場合は、医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて条件に従うべきことを勧告することができる。

② 【根拠：医療法第30条の11関係】

医療審議会の意見を聴いて、申請の中止又は申請病床数の削減を勧告することができる。

①-2において協議が整わない場合は、  
②の要領により取り扱う (今回改正部分)